

定例監査の結果

1 監査の期間

平成31年4月2日から平成31年4月17日まで

2 監査の対象

(1) 対象部課

市民部 一色支所、吉良支所、幡豆支所及び佐久島振興課

(2) 対象期間

平成30年 4月 1日から平成31年2月28日

3 監査の方法

予算及び事務の執行が関係法令等に準拠して適正かつ効率的に行われているかを主眼に、事前に監査資料の提出を受け説明を求めるとともに、書類審査及び担当職員への質問等による審査を実施した。

なお、本年度の監査実施方針において、個人情報の適正な管理を重点事項としたことから、ヒアリング形式で関係条例等の理解及び遵守事項等について実査を行った。

4 監査の結果

以下に掲げるとおり改善、是正を要する事項が見受けられた。今後の事務執行にあたっては、これらに十分留意し、その措置を講じられたい。

(1) 一色支所

ア 契約事務において、以下のとおり不備があった。事務の執行にあたっては、基本的な事務の取扱いを十分確認し、法令等を遵守した事務を遂行されたい。

(ア) 契約締結伺いにおいて、1者と随意契約を締結する正当な理由の記載が不明確なものがあった。

(イ) 複写機賃貸借契約に係る見積徴収伺いにおいて、設計価格の総価の積算に用いた単価区分が誤っているものがあった。

(ウ) 複写機賃貸借契約に係る見積徴収伺いにおいて、伺いの主たる内容である設計価格について、訂正しているものがあった。

(2) 吉良支所

ア 契約締結伺いにおいて、以下のとおり不備があった。事務の執行にあたっては、基本的な事務の取扱いを十分確認し、法令等を遵守した事務を遂行されたい。

(ア) 入札によらず、不明確な根拠により随意契約をしているものがあった。

(イ) 契約締結伺いにおいて、契約金額の内訳を示す見積書の添付がされていないものがあった。

イ 公印の使用について、決裁文書を公印管守者に提示せずに使用しているものがあった。公印の重要性を認識し、適正な事務処理をされたい。

(3) 幡豆支所

ア 契約事務において、1者と随意契約を締結する正当な理由の記載が不明確なものがあった。事務の執行にあたっては、基本的な事務の取扱いを十分確認し、法令等を遵守した事務を遂行されたい。

イ 収納金出納簿において、出納員及び分任出納員による確認が行われていないものが散見された。事務の執行にあたっては、基本的な事務の取扱いを十分確認し、西尾市出納員及び分任出納員事務取扱要領を遵守した事務を遂行されたい。

(4) 佐久島振興課

ア 契約事務において、以下のとおり不備があった。事務の執行にあたっては、基本的な事務の取扱いを十分確認し、法令等を遵守した事務を遂行されたい。

(ア) 1者と随意契約を締結する正当な理由の記載が不明確なものがあった。

(イ) 合理的な理由がないにもかかわらず契約を分割しているものがあった。

(ウ) 50万円を超える契約において、予定価格書が封入されていないものが散見された。

(エ) 約款で定められた工程表や現場代理人・主任技術者届の提出を受けていないものがあった。

(オ) 印刷業務委託契約において、仕様書で定めた検査時に必要な納品書の提出を受けていないものがあった。

イ 専決区分において、船舶保険に係る申込について、決裁区分を誤っているものがあった。西尾決裁規程に則った事務処理をされたい。

ウ 個人情報の管理状況において、以下のとおり不備があった。事務の執行にあたっては、基本的な事務の取扱いを十分確認し、条例等を遵守した事務を遂行されたい。

(ア) 職員研修等の個人情報保護に関する施策を講じていなかった。

(イ) 個人情報の取得にあたり、利用目的を明示していなかった。

(ウ) 保有する個人情報について、保有開始届出書を市長に提出しておらず、個人情報ファイル簿を作成していなかった。